

(平成26年9月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月1日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から同年7月21日まで

私は、A社に勤務し、Bを作っていた。給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和57年6月及び同年7月の給料明細書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、昭和57年7月の給料明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

さらに、A社の専務取締役は、「当社では、当月の給与からその月の厚生年金保険料を控除していた。」と述べていることから、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料は昭和57年7月の厚生年金保険料であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月1日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年6月から同年7月1日までの期間については、上記の専務取締役の供述により、A社は、同年6月においてはは

申立人を厚生年金保険被保険者としない取扱いであったと考えられることから、当該期間について、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、昭和 57 年 7 月に係る標準報酬月額については、同年 7 月の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9061

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和42年9月にA社に入社し、同社C店のD部署で半年間実務研修を受けた後、E社に配属され45年8月までD部署及びF部署で継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び当時の総務担当者の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、E社は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、

A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 43 年 3 月 1 日と記録されており、離職日は同じであることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を 42 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

A社に在籍中の平成 17 年 7 月 11 日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、A社の元代表取締役から提出された平成 17 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から 42 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9063

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年11月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで  
私は、昭和41年10月1日にA社に入社し、平成4年3月にB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する勤務記録カード及び同社の回答から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和41年11月1日であると認められる。

なお、オンライン記録においては、昭和41年10月は、厚生年金保険法第19条第2項の規定により、既に厚生年金保険被保険者期間とされている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、43年1月に後継事業所であるC社（現在は、B社）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同僚の供述から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和41年10月の定時決定の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、昭和41年11月1日となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41 人全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年 11 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月5日から38年3月15日まで  
② 昭和38年3月15日から同年10月1日まで  
③ 昭和40年12月17日から41年7月1日まで  
④ 昭和52年9月16日から53年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの標準報酬月額が、当時、受け取っていた給与額と大きく相違している。

いずれの期間も、当時の最高等級の標準報酬月額だったと記憶しているので、調査の上、申立期間①から④までの標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までについて、標準報酬月額が、実際の報酬額と比べて低く記録されていると主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間①から④までに係る賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間①から④までに係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①から④までにおける給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、こ

のほか、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から④までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9066

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月頃から55年10月頃まで  
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務し、C業務を行っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶している複数の同僚のうち二人に係る被保険者記録が確認できるところ、当該同僚のうち一人は既に死亡しており、もう一人からは回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答しており、D健康保険組合も、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の被保険者記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9067

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

私の年金記録を確認したところ、派遣社員として、A社に勤務していた期間である平成 15 年 12 月に支給された賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「派遣社員としてA社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る賞与の記録が無い。」と申し立てているところ、同社は、「派遣社員には賞与は支給していない。」と回答している。

また、金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引一覧表を確認したところ、給与の振込みは確認できるが、申立期間の賞与の振込みは無い。

さらに、A社は、申立人に係る雇用契約の詳細、賃金台帳及び厚生年金保険料の控除に関する資料等は、同社の文書管理規程の保管期限を経過しているため破棄しており確認することができないと回答しており、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月  
② 平成 20 年 7 月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与は支払われており、金額はいずれも 40 万円ぐらいだったと思うので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る平成 19 年及び 20 年の賃金台帳には、申立期間の賞与に係る記載が無い上、同社は、「申立人に申立期間に係る賞与は支給していない。」と回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された申立人の被保険者情報における賞与履歴には、申立期間に係る賞与の履歴が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。